

公的資金で破綻回避

東電の賠償支援策決定

政府

政府は十三日、菅直人首相ら全閣僚が出席する会議を開き、福島第一原発事故に伴う東京電力の損害賠償支払いを支援する枠組みを正式決定した。公的資金投入の受け皿となる新しい機構を設立して東電の資金面を支援。政府の第三者委員会が一定期間、経営を監視する公的管理下に置いて東電の経営破綻を回避する。今国会で関連法案の提出を目指す。

支援策決定を受け、東電は、農林水産物から放射性物質が検出され出荷制限を受けた農家や漁業者らへ、五月末から賠償の仮払いを始めると発表した。

新機構には、原発を保有する東電など電力九社と日本原子力発電が負担金を出し、政府はいつでも現金化できる交付国債を割り当てる。東電の支払総額に上限は設けず、賠償額が膨らんで東電の支払い能力を超えた場合、機構が資金を供給する。

また、機構は東電の債務超過が懸念される場合、優先株を引き受けて東電に資本注入するほか、被害者の相談窓口となつて賠償の円滑化を図る。使われた公的資金は、東電が電力各社の負担金も使って全額を返済し、国の財政負担

に上乗せして賄う可能性がある。

東電の資金繰り悪化が見込まれるため、金融機関から機構への融資に政府保証を付けたら、機構が東電の社債を購入。負担金の支払いで電力供給に支障が出る場合などは、政府が補助する仕組みを設ける。

東電が打ち出した合理化策では、希望退職者の募集や企業年金カットなどで二千億円の原資を確保。不動産や子会社、株式など最大八千億円の資産を処分する。資産は機構が一時的に取得し、売却時期を見極めるケースも想定している。